浅沼　敏勝　落合　浩司　佐藤　淨
清水　良泰　田岡　重胤　土門　一郎
宮原　幹夫

従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
小池　一義　高安　高盛
従七位に叙する（各通）（以上三月二十六日）
清水　濶
従四位に叙する
荒木　秀郎
従五位に叙する
池谷　久行　片岡　正一
片山　作夫　北村　俊郎
正六位に叙する（各通）
久保　鹿教
従六位に叙する
磯村　義三
正七位に叙する
園部　好巳　福島　治男
従七位に叙する（各通）（以上三月二十七日）
松下　繁男
正六位に叙する
中澤　久明　桑原　克也
林　雅彦　長谷川　進
従六位に叙する（各通）
内田　勝義　加門　隆
正七位に叙する（各通）
川島龍之助　外園　雅昭
従七位に叙する（各通）（以上三月二十八日）
真砂　博成
従四位に叙する
青沼　幹夫
正五位に叙する
小倉　昭
従五位に叙する
安田　榮吉
正六位に叙する
池尻　明　梅木　好廣
高岡　邦典　武田　文男
従六位に叙する（各通）
赤根　照雄　黒田　成夫
正七位に叙する（各通）
丸山清四郎　渡邊　悟朗
従七位に叙する（各通）（以上三月二十九日）
奥谷　普　河端　尚一
谷口　慶二　鳴海　規夫
従六位に叙する（各通）（三月三十日）

河村　元雄
従四位に叙する
大橋太刀夫
従六位に叙する（各通）
井上　健次
正七位に叙する（各通）
北折　錞一
（石川県警部補）
金尾　文洋
高柳　信雄
瀧島　秀介
福本　隆次
正七位に叙する（四月一日）
○叙勲
（和歌山県議会議長）
淺井修一郎
古池　輝久
旭日双光章を授ける（各通）（三月二十三日）
目黒　顯治
旭日双光章を授ける
田澤　光雄　中村　和弘
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十四日）
（三重県南伊勢町議会議員）
山本　周也
旭日双光章を授ける
大木　清茂　澤田　一清
杉原　俊憲　原田　喜之
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）
原田　節也
瑞宝中綬章を授ける
大野　紀雄　岡田　耕一
河内　勝　熊谷　光男
諸田八百次　吉岡　瑩
渡谷　武
瑞宝双光章を授ける（各通）
（岩手県盛岡地区広域消防組合
消防司令）
佐藤　貞悦
豊永　倫生
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十三日）
（北海道教育大学名誉教授）
末岡　一伯
瑞宝中綬章を授ける
岡崎　伊助
瑞宝小綬章を授ける
後藤　修治　清水善次郎
羽島友三郎　前川　清彦
毛利　悦男　山口　正晃
瑞宝双光章を授ける
（各通）
斎藤　佳男　渡邊　正
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十四日）

横山　公哉
瑞宝小綬章を授ける
大木　俊市　武久　昌功
増山　明弘　松本　正彦
和田文一郎　森田　保雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
田中　收司　田原　一男
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十五日）
浅尾　俊久
瑞宝中綬章を授ける
太田　宏
瑞宝小綬章を授ける
浅沼　敏勝　鯨井　和丸
小池　一義　酒井　信義
清水　良泰　田岡　重胤
仲田　義昭　吉村　俊夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
久保　鹿教
島田　修
土門　一郎
瑞宝単光章を授ける
（以上三月二十六日）
相原　義信
片岡　正一　片山　作夫
北村　俊郎
瑞宝双光章を授ける
（各通）
岸野　朝松　園部　好巳
福島　治男
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十七日）
北澤　利　松下　繁男
瑞宝双光章を授ける
（各通）
北澤　和三　外園　雅昭
川島龍之助
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十八日）
青沼　幹夫　真砂　博成
瑞宝小綬章を授ける
（各通）
赤根　照雄　小倉　昭
梅木　好廣
黒田　成夫　武田　文男
瑞宝双光章を授ける
（各通）　安田　榮吉

丸山清四郎　渡邊　悟朗
瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十九日）
河端　尚一　鳴海　規夫
瑞宝単光章を授ける
（各通）（三月三十日）
（石川県警部補）
金尾　文洋
瀧島　秀介
中嶋　良樹
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月三十一日）
高梨　智子
瑞宝双光章を授ける（四月一日）
クレイトン・キース・ヤイター
アメリカ合衆国人
太田　宏
旭日大綬章を贈与する（三月四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スウェーデン国国王陛下の御誕生日につき、四月二十八日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、マーシャル国の憲法記念日につき、四月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十九年四月十三日、雄物川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年五月二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十九年四月二十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十九年五月二日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
中部地方整備局　名古屋国道事務所	一般国道153号豊田市力石地区歩道設置事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県豊田市勘八町長根の一部・力石町山田の一部
中部地方整備局　三重河川国道事務所	直轄河川宮川改修工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	三重県伊勢市磯町字下条東の一部・字中嶋の一部